

美里町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施した結果について、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和7年2月7日

美里町監査委員 石澤光市

美里町監査委員 藤田洋一

1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

定期監査

3 監査の対象

- (1) 契約（令和6年度分）
- (2) 補助金の交付（令和6年度分）
- (3) 職員の旅費の支給（会計年度任用職員を除く）（令和6年度分）

4 監査の着眼点（評価項目）

(1) 契約

- ① 決裁権者が適切に承認しているか。
- ② 随意契約を採用している場合、その理由が合理的であるか。
- ③ 経済的合理性・公正性等に反した分割発注が行われていないか。
- ④ 予定価格が漏洩しないための必要な措置が取られているか。
- ⑤ 落札者の決定がルールに従ったものになっているか。
- ⑥ 契約保証金を免除している場合、その理由は適正であるか。
- ⑦ 業務等が契約書及び仕様書に基づいて行われているか。

(2) 補助金の交付

- ① 補助の内容と事業の目的・目標に齟齬がないか、また、過大なものとなっていないか。
- ② 補助金交付申請の内容を精査の上、適切に支出負担を行っているか。
- ③ 概算払いが適切な方法、時期に行われているか。
- ④ 交付要綱に沿った補助内容になっているか。

(3) 職員の勤怠管理

- ① 旅行の目的、行程及び旅費の妥当性
- ② 支給されていない旅費はないか。
- ③ 旅行命令簿は記載、出張者及び決裁権者の押印に遺漏はないか。

5 監査の実施内容

令和6年10月4日から10月16日までの6日間、議員控室、南郷庁舎201会

議室等において関係書類の提出を求め、疑義が生じた点は関係職員に質問した。

6 監査等の結果

1 から 5 まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、次に記載する事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められる。

(1) 契約

- ① 契約締結伺や締結報告の随契理由、根拠条文の欄に「随意契約理由書のとおり」や「随意契約理由書に記載」と記載されていた。当該文書に必要がない文言は記載せず、エクセルに出力して削除するか訂正印を押印していただきたい。
- ② 契約関係書類の中で同一の文書を指しているにもかかわらず、「別紙」または「別記」と表現が混在しているため、用語の使い分けをしていただきたい。
- ③ 起案文書に別紙の表題を記載する際、表題の省略や一部のみの記載が見受けられた。添付したすべての別紙の表題を省略せずに記載していただきたい。
- ④ 契約書、仕様書及び起案文書で固有名詞を記載する場合、かぎかっこをつけていただきたい。
- ⑤ 随意契約理由書や契約保証金の免除理由書が添付されていない事例が見受けられた。必ず添付していただきたい。

(2) 補助金の交付

補助金の交付事務は適正に行われているものと認められる。

なお、補助金の交付については、前年踏襲ではなく、各補助団体の会計年度末残高と補助金額とのバランスを考慮し、適正な補助内容となるよう精査していただきたい。

(3) 職員の旅費の支給

旅費が支給されていない事例が散見されたため、速やかに支給するよう求めた。

旅行命令簿については、支出科目や追認事項の未記載が見受けられた。旅費の支給を適正に行うため、記載を徹底されたい。